

眼に入った場合

と。
多量の水と石鹼で洗うこと。
直ちに医師に連絡すること。
水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡すること。
飲み込んだ場合
口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。
直ちに医師に連絡すること。
救助者は必要に応じて適切な保護具を着用する。

5. 火災時の措置

消火剤 粉末消火剤、二酸化炭素、水噴霧、砂、一般の泡消火剤。
特有の危険有害性 引火性、可燃性物質。
特有の消火方法 ガスの滞留しない場所で風上より消火し、漏洩防止処置を施す。
消火を行う者の保護 消火作業の際は、空気呼吸器を含め防護服（耐熱性）を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 危険な現場を分離して無関係者及び保護具未着用者の出入りを禁止する。
漏洩場所を換気する。
漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
作業者は適切な保護具（『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照）を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。
環境に対する注意事項 環境中に放出してはならない。
河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
希釀水は汚染を引き起こすおそれがある。
封じ込め及び浄化の方法及び機材 漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
危険でなければ漏れを止める。
少量の場合、乾燥土、砂や不燃材料で吸収し、あるいは覆って密閉できる空容器に回収する。
大量の場合、盛土で囲って流出を防止し、安全な場所に導いて回収する。
すべての発火源を速やかに取除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。
排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。
床面に残るとすべる危険性があるため、こまめに処理する。
二次災害の防止策

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い
技術的対策 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。
安全取扱注意事項 『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行う。
換気の良い場所で取り扱うこと。
眼、皮膚又は衣類に付けないこと。
取扱い後はよく手を洗いうがいをする。
火気注意。
ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
接触回避 『10. 安定性及び反応性』を参照。
衛生対策 取扱い後はよく手を洗うこと。
保管
安全な保管条件 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、適当なためますを設けること。
保管場所には危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
『10. 安定性及び反応性』を参照。
保管温度：5～35°C

日光から遮断すること。
施錠して保管すること。
湿気厳禁。
開封後は速やかに使い切る。

安全な容器包装材料 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
カーボンブラック	—	【粉塵許容濃度】(第2種 粉塵) 吸入性粉塵1mg/m ³ 総粉塵4mg/m ³	TWA 3 mg/m ³ (I), STEL -

設備対策
換気をしながらご使用ください。
本製品を貯蔵又は使用する設備は、眼洗浄施設及び安全シャワーを設置したほうがよい。
局部排気装置を設置する。

保護具

呼吸器の保護具 换気が不十分な場合には、適當な呼吸器保護具を着用すること。
手の保護具 保護手袋を着用すること。
眼の保護具 眼の保護具を着用すること。
皮膚及び身体の保護具 長袖作業衣、必要に応じて保護服及び保護長靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態	液体
形状	ペースト状
色	黒色
臭い	わずかに特異臭
pH	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	情報なし
引火点	85°C (セタ密閉式)

燃焼又は爆発範囲

下限	データなし
上限	データなし
比重 (密度)	1.10~1.20 g/cm ³
溶解度	水に不溶、有機溶剤に可溶
自然発火温度	情報なし
粘度 (粘性率)	15~30 Pa·s

10. 安定性及び反応性

反応性 空気中の水分と反応する。
化学的安定性 通常の条件下では安定である。
危険有害反応可能性 空気中の水分と反応し、徐々に硬化する。
避けるべき条件 データなし
混触危険物質 酸化性物質、その他一般的な混触禁止物質との混触を避ける。
危険有害な分解生成物 燃焼などによりCO等の有害ガスを発生する恐れがある。

11. 有害性情報

急性毒性

経口	分類結果は急性毒性（経口）一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性（経口）一分類できないとした。
経皮	分類結果は急性毒性（経皮）一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性（経皮）一分類できないとした。
吸入	分類結果は急性毒性（吸入：蒸気）一区分外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため急性毒性（吸入：蒸気）一分類できないと

皮膚腐食性及び皮膚刺激性

した。
粉じん、ミストの健康に対する有害性は判断できないため急性毒性(吸入：粉じん、ミスト)一分類できないとした。
分類結果は皮膚腐食性及び皮膚刺激性一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため皮膚腐食性及び皮膚刺激性一分類できないとした。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性

分類結果は眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性一分類できないとした。

呼吸器感作性又は皮膚感作性

分類結果は皮膚感作性一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため皮膚感作性一分類できないとした。

生殖細胞変異原性

分類結果は生殖細胞変異原性一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖細胞変異原性一分類できないとした。

発がん性

分類結果は発がん性一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため発がん性一分類できないとした。

生殖毒性

分類結果は生殖毒性一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため生殖毒性一分類できないとした。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

分類結果は特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性（単回ばく露）一分類できないとした。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

分類結果は特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため特定標的臓器毒性（反復ばく露）一分類できないとした。

吸引性呼吸器有害性

40°C動粘性率が20.5 mm²/sより大きいため吸引性呼吸器有害性一分類外とした。

12. 環境影響情報**水生環境有害性（急性）**

分類結果は水生環境有害性（急性）一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため水生環境有害性（急性）一分類できないとした。

水生環境有害性（長期間）

分類結果は水生環境有害性（長期間）一分類外となるが、分類できない成分が90%以上含まれるため水生環境有害性（長期間）一分類できないとした。

生態毒性

情報なし

オゾン層への有害性

データなし

13. 廃棄上の注意**残余廃棄物**

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
乾燥物は廃プラスチック類に分類される（安定型産業廃棄物）。
廃油又は廃油と廃プラスチック類との混合物に分類される（管理型産業廃棄物）。

汚染容器及び包装

空容器類を廃棄するときは、内容物を完全に除去した後に産業廃棄物として処理または回収にまわす。
外箱、紙管など紙製容器・包装：回収または紙くずとして処理（単体で管理型産業廃棄物、付着成分がある場合も管理型産業廃棄物）。
金属缶、金属ドラム、金属チューブ類：金属くずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
ガラス容器：ガラスくずとして処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。
プラスチック製のボトル、チューブ、袋など：廃プラスチック類として処理（単独で安定型産業廃棄物、付着成分がある場合はその安定型・管理型分類に従う）。

1 4 . 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報 該当しない
UN No. 該当しない
Marine Pollutant Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78, Annex II, and the IBC code Not applicable

航空規制情報 該当しない
UN No. 該当しない

国内規制

陸上規制 消防法、労働安全衛生法、毒物劇物取締法に該当する場合は、それぞれの該当法規に定められている運送方法に従うこと。
海上規制情報 該当しない
国連番号 該当しない
海洋汚染物質 非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報 該当しない
国連番号 該当しない

特別の安全対策 『7. 取扱い及び保管上の注意』の記載に従うこと。
 容器の漏れのないことを確かめ、転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れの防止を確実に行うこと。

1 5 . 適用法令

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2別表第9）
消防法 第4類 第三石油類（非水溶性）
外国為替及び外国貿易法 輸出貿易管理令別表第1の16の項

1 6 . その他の情報

連絡先 『1. 化学物質等及び会社情報』に記載。
参考文献 J I S Z 7252-2009 G H Sに基づく化学物質等の分類方法
 J I S Z 7253-2012 G H Sに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル、作業場内の表示及び安全データシート（S D S）
 日本ケミカルデータベース（株）S D S 作成システム「ロジスト」により作成。
 経済産業省 事業者向けG H S 分類ガイド（平成25年7月）
 一般社団法人 日本化学工業協会 G H S 対応ガイドライン（2012年6月）

その他 危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意して下さい。
 S D S の伝達の経路：安全データシート（S D S）は原則として次の経路で最終取扱事業者様へ伝達されます。恐れ入りますが、未入手の場合のS D S の御請求や最新版の問い合わせは、販売ルートを通じてお申し出下さい。【メーカー⇒代理店⇒取扱い事業者】
 法改正や製品の改良によりS D S を改訂する場合がありますので、作成・改訂日が2年以上たっている場合は最新版であるかどうか御確認下さい。
 以前にお渡しした本製品の安全データシートをお持ちの方は破棄して下さい。
前版からの変更点 「1. 化学品及び会社情報」に変更があります

- 「2. 危険有害性の要約」に変更があります
- 「3. 組成及び成分情報」に変更があります
- 「6. 漏出時の措置」に変更があります
- 「7. 取扱い及び保管上の注意」に変更があります
- 「8. ばく露防止及び保護措置」に変更があります
- 「9. 物理的及び化学的性質」に変更があります
- 「10. 安定性及び反応性」に変更があります
- 「11. 有害性情報」に変更があります
- 「12. 環境影響情報」に変更があります
- 「16. その他の情報」に変更があります